

墨田区消費者ニュース

平成30年1月発行 第134号

【編集・発行】すみだ消費者センター
 (墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
 〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516


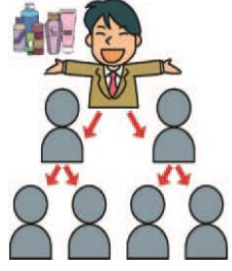






クーリング・オフの対象が拡大しました！

改正特定商取引法が昨年12月1日から施行され、新たに、**SNSにより誘い出した者への販売**や**脱毛などの美容医療**がクーリング・オフの対象に追加されました。

■クーリング・オフとは？

正しく記載された書面(申込書面または契約書面)を受け取ってから以下の期間中は**無条件で解約**できます。話が違う！解約できるかな？と思ったら消費者センターにご相談ください。

8日間	<p>●訪問販売 消費者の自宅等を事業者が訪問し、商品の販売等を行うもの。キャッチセールスも対象。 新たにSNSで誘い出した者への販売も対象。</p> 	20日間	<p>●連鎖販売取引 「他の人を販売員にするとあなたも収入が得られる」と消費者を勧誘し、商品等を買わせるもの。いわゆるマルチ商法的一种。</p> 	
	<p>●電話勧誘販売 消費者に事業者が電話をかけて勧誘し、商品の販売等を行うもの。</p> 		<p>●業務提供誘引販売取引 「仕事を紹介するので収入が得られる」と消費者を勧誘し、その仕事に必要な商品等を買わせるもの。</p> 	
	<p>●特定継続的役務提供 (※) 特定7種類のサービスについて、長期・高額 of 契約を締結して行うもの。 (※) エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、 新たに「美容医療」も追加。</p> 		<p>クーリング・オフをする時のハガキ(契約解除通知書)記載例</p>	
	<p>●訪問購入 消費者の自宅等を事業者が訪問し、消費者の物品を事業者が買い取るもの。</p> 		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>切手</p> <p>簡易書留</p> <p>自分の住所 自分の氏名</p> </div> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p>〇〇市〇〇〇番地</p> <p>〇〇会社</p> <p>御中</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>〇〇年〇月〇日</p> <p>〇〇年〇月〇日</p> <p>氏名 住所</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">契約解除通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約(申込年月日) 〇〇年〇月〇日 ● 販売会社 〇〇会社 ● 担当者名 〇〇〇〇 ● 商品名 〇〇〇〇一式 ● 商品金額 〇〇〇,〇〇〇円 <p style="text-align: right;">右の契約を解除いたします。</p> </div>	

ハガキを出す前に両面コピーをし、出すときは**簡易書留**などで記録(控え)が残るようにしましょう!!

消費者センター相談窓口から

消費者センターと似た名称で届く架空請求ハガキが流行っています！絶対に連絡しないでください！！

【相談事例】

消費者センターに似た名称・住所地から、「最終通告民事訴訟通告書」と書かれたハガキが届いた。「契約金の未払いがありこのまま放置すると民事訴訟を起こす」などと書かれている。身に覚えがなく何の契約なのか金額も記載がない。先方に電話をしてみたが誰も出なかった。どうしたらいいか。

【アドバイス】

消費者センターに似た名称・住所から請求ハガキが届いたという相談が複数寄せられています。それらは全て金銭取得を目的とした架空請求です。

実在する機関だと思い電話をしてしまうと、金銭を請求されたりします。また先方が電話に出なくても相談者の着信履歴が残っているので、今後電話がかかってくる可能性があります。もし電話をしてしまった場合は、着信拒否設定にする、知らない番号の電話には出ない、電話に出ても毅然と断るようにしてください。

消費者センターが契約金の未払い等に関するハガキを消費者へ送ることはありません。身に覚えのない請求ハガキが届いたとしても無視しましょう。不審に思ったときは、すみだ消費者センターにご相談ください。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

